

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」不交付施設及び証明書不交付理由一覧（令和6年3月25日時点）

・西宮市が所管する認可外保育施設（施設型 ※従業員以外は利用できない事業所内保育施設は除く）のうち、立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」不交付と判定した施設名及び、不交付理由（※改善が確認できないC判定事項。B判定事項の内容は省略しています）の一覧表です。

※B判定：指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの

※C判定：指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

・西宮市では児童福祉法第59条に基づき、認可外保育施設に対する立入調査を定期的を実施し、厚生労働省の「認可外保育施設指導監督基準」への適合状況を確認しています。

この一覧表は下記の西宮市ホームページに掲載しています。
『認可外保育施設について（市内施設一覧）』ページ番号：59997462 →
<https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/ninkagaihoiku.html>



施設名	所在地	立入調査日	改善が確認できていない指導事項	備考
都市型保育園ポポラー兵庫武庫川園	西宮市池開町3-20-301 メイマネジメントビル3F	R5. 6. 8	<p>1. 保育に従事する者の有資格者の数（指導監督基準第1） 児童数に対して必要保育従事者数が不足している時間帯があるので、是正すること。</p> <p>2. 3階に保育室がある場合の調理室の設備等について 調理室の設備等について、次のいずれかを満たすこと。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設ける。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設ける。 ③ 調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じる。</p>	